

## 大正区における要援護者支援システム構築にかかる資料一式

1. 大正区将来ビジョン 2022 (抜粋) (資料1)
  - 【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ
  - 3 要援護者支援システムの構築
  
2. 平成31年度事業・業務計画書 (資料2)
  - (1)地域における要援護者の見守りネットワークの強化 (資料2-1)
  - (2)地域の見守り体制づくりの推進 (資料2-2)
  
3. 大正区における要援護者支援システムの構築 (資料3)
  - (1) 要援護者支援システム構築に向けたイメージ (資料3-1)
  - (2) 大正区における要援護者支援システム構築事業(大正区社会福祉協議会作成資料を一部修正) (資料3-2)
  - (3) 要援護者支援台帳地域別整理状況一覧(平成30年12月31日現在) (資料3-3)
  - (4) 個別支援プランシート(案) (資料3-4)
  - (5) 地区防災計画の策定 業務進捗管理表 (資料3-5)
  - (6) 要援護者支援システム構築に向けた行動計画 (資料3-6)
  
4. 民生委員・児童委員による災害時要援護者安否確認状況地域別一覧 (資料4)

## 大正区における要援護者支援システムの構築について(案)

1. 目的：大正区役所では、誰も「ひとりぼっちにしない」「おいてけぼりにしない」安心して暮らせるまちをめざし、支援が必要な人(要援護者)の見守りや災害時の支援をおこなうため、小学校区単位の地域住民を主役とした「要援護者支援システム」の構築をバックアップする。

### 2. 課題：

- ・少子高齢化の進行や社会経済状況の変化により、市民生活における福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進む中、支援が必要でありながら、必要な支援につなげていない人を把握し、支援する互助・共助の仕組みが必要であるが、大正区においてこうした仕組みがまだ確立されていない。
- ・大阪北部地震や台風21号など近年災害が多発する中、災害発生時に自力での避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援の体制が確立されていない。(大阪北部地震及び台風21号の際の民生委員・児童委員による要援護者安否確認の地域別状況については資料4を参照)

3. 概要： 要介護状態や重度障がいなど、支援が必要な人(要援護者)を地域ごとにリスト化し、日ごろから地域ぐるみで気かけ見守るとともに、地震や台風など災害時の安否確認と個々人の事情に応じた避難支援を行うための仕組みを地域ごとに構築する。

(資料1、資料2)

要援護者名簿の整備・・・大正区役所から大正区社会福祉協議会(区社協)に事業委託  
平時の見守り・・・地域住民が要援護者名簿を活用し行う  
災害時の要援護者支援・・・地域住民が安否確認、避難支援等を行う

### 4. 要援護者支援システムの構築1～要援護者支援の仕組み～(資料3-1、資料3-2、資料3-3)

#### (1) 要援護者の把握と名簿づくり

##### ➤ 区社協に事業委託

要介護状態の方や重度障がい者など行政が把握している情報を区社協(見守り相談室)に提供し、見守り相談室が郵送や訪問により同意確認を行って、同意を得た方々をリスト化(要援護者名簿)。

現在、見守り相談室と10地域に各1名配置している「見守り推進員」とが連携し、同意確認未回答者の解消と要援護者名簿の拡充に重点的に取り組んでいる。(同意、未回答の地域別状況については資料3-3を参照)

#### (2) 要援護者支援システムの母体

##### ➤ 地域まちづくり実行委員会

区内の小学校区単位で町会や地域社会福祉協議会、民生委員地区協議会など各種団体を構成

(3) 要援護者支援体制

地域まちづくり実行委員会の構成団体を中心に地域実情に応じて体制整備 地域における要援護者支援のルールづくり 区役所と地域まちづくり実行委員会との間で「個人情報の取扱いに関する協定」を締結 「要援護者名簿」の引き渡し ルールに基づく要援護者支援活動

5. 要援護者支援システムの構築2～「見守りノート」の活用と「個別支援プラン」の作成～

(資料3-1、資料3-4)

(1) 見守りノート

- 日ごろの見守りと災害時の安否確認や避難支援を一体的に行っていただくため、活動の方法や内容を分かりやすく示した冊子(平成31年度に作成予定)
- 災害時の要援護者支援において、配慮が必要な事項(=個別支援プラン)を記載できるシートを挿入し、支援者と要援護者双方で共有いただけるようにする。

(2) 要援護者の個別支援プラン

- 災害時の要援護者支援では、一人ひとりの状況や状態、配慮が必要な事項が異なることから、それぞれに見合った支援内容(=個別支援プラン)を支援者と要援護者双方で事前に決めておく。
- 30年度末までに策定予定の各地区防災計画に、要援護者の「個別支援プラン」の作成について記載いただくこととしている。(地区防災計画の地域別策定状況は資料3-5を参照)

大正区における要援護者支援は、平時の福祉的な見守り、災害時の避難支援に加え、避難支援をより実効性あるものにするための「個別支援プラン」作成を含むものと考えており、大正区役所では「個別支援プラン」作成に向け、地域実情に応じたバックアップを行っていく。

6. 要援護者支援システムの構築3～平成31年度行動計画～(資料3-6)

平成31年度から本格的に要援護者支援システムの構築を進めていくにあたって、区役所がサポートする具体内容とスケジュール

【3つの主な取組み】

(1) 要援護者支援システムの構築及び要援護者名簿登載者の支援活動

- 地域実情に応じた要援護者支援システムを構築し、支援活動をスタートさせることができるよう、区社協とともに地域説明会や体制づくりのためのワークショップを開催。 **3地域目標**
- 要援護者支援活動に関する情報共有や課題について話し合う連絡会の定期開催に向けバックアップする。

(2) 見守りノートの作成

- 見守り活動について、見た目にわかりやすくイラストなどを多用した概要説明と「個別支援プラン」シートで構成した冊子を作成し、要援護者支援システムが完了した地域に配付する。

(3) 要援護者名簿の整備

- 名簿内容の手入れや地域独自に把握されている要援護者情報の名簿への追加など、名簿の精度向上を区社協(見守り相談室)と見守り推進員連携のもとで進め、区役所で進捗管理を行う。

## 第 4 章 施策

## 【1】 だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

## 3 要援護者支援システムの構築

## (1) 現状と課題

大正区の高齢者人口(65歳以上)は平成22年と平成27年の国勢調査結果の比較で17,585人から19,548人と増加し、高齢化率も25.3%から30.1%と5%近く上昇しており、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しています。また、障がい者手帳の所持者数も年々増加しており、何らかの支援を必要とする人が増えている状況です。

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、地域におけるつながりの希薄化などを背景に、地域とのつながりが持てず「孤立死」に至るような社会的孤立の広がりの中で、支援が必要でありながら適切な支援につなげていない人をいかに把握し支えるかが大きな課題となっています。

台風や集中豪雨、地震等の災害発生時における要援護者の支援を視野に、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」により作成している要援護者名簿を活用し、地域で収集された情報も加え、地域の中で見守り活動を行う体制づくりを進めていく必要があると考えています。また、より幅広く要援護者を把握する観点から民間事業者等の協力を得ていくことも必要であると考えます。

## (2) 目指すべき将来像

支援が必要でありながら適切な支援につなげていない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につなげ、災害発生時の避難支援体制が構築され、認知症高齢者等の見守りの強化による行方不明時の早期発見が可能な状態。

## (3) 施策

「福祉的見守り」と「災害時要援護者支援」とが一体となったシステムの構築。

## (4) 施策目標

区内10地域のうち半分以上の地域で「福祉的見守り」と「災害時要援護者支援」とが一体となったシステムの構築。

## (5) 具体的な取組

- ・地域における要援護者の見守りネットワークの強化
- ・地域の見守り体制づくりの推進

# 平成31年度 大正区事業・業務計画書

資料2-1

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
80	地域における要援護者の見守りネットワークの強化	2019.4.1 稲岡		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	支援が必要でありながら適切な支援につながない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につなげるとともに、災害発生時の避難支援体制づくりの検討、認知症高齢者等の見守りの強化による行方不明時の早期発見をめざす。
	内容	・区社協に「見守り相談室」を設置し、機能「要援護者情報」の整備・管理、機能 孤立世帯等への専門的対応、機能 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を実施する。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置された見守り推進員との連携により、支援を要する人の状況把握及び見守り相談室への速やかな情報提供により、地域の見守りを行う。
	予算額(予算科目)	16,346千円(区CM自由経費)
	事業実施期間(回数)	平成31年4月1日～平成32年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区内の要援護者
委託関係	契約・入札方法	特名随意契約(福祉局)
	募集要項のポイント	-
	仕様書のポイント	・災害時要援護者名簿の作成及び認知症高齢者見守りネットワークによる徘徊者保護 ・地域における見守り体制づくりのサポート
	選考委員等選考方式	-

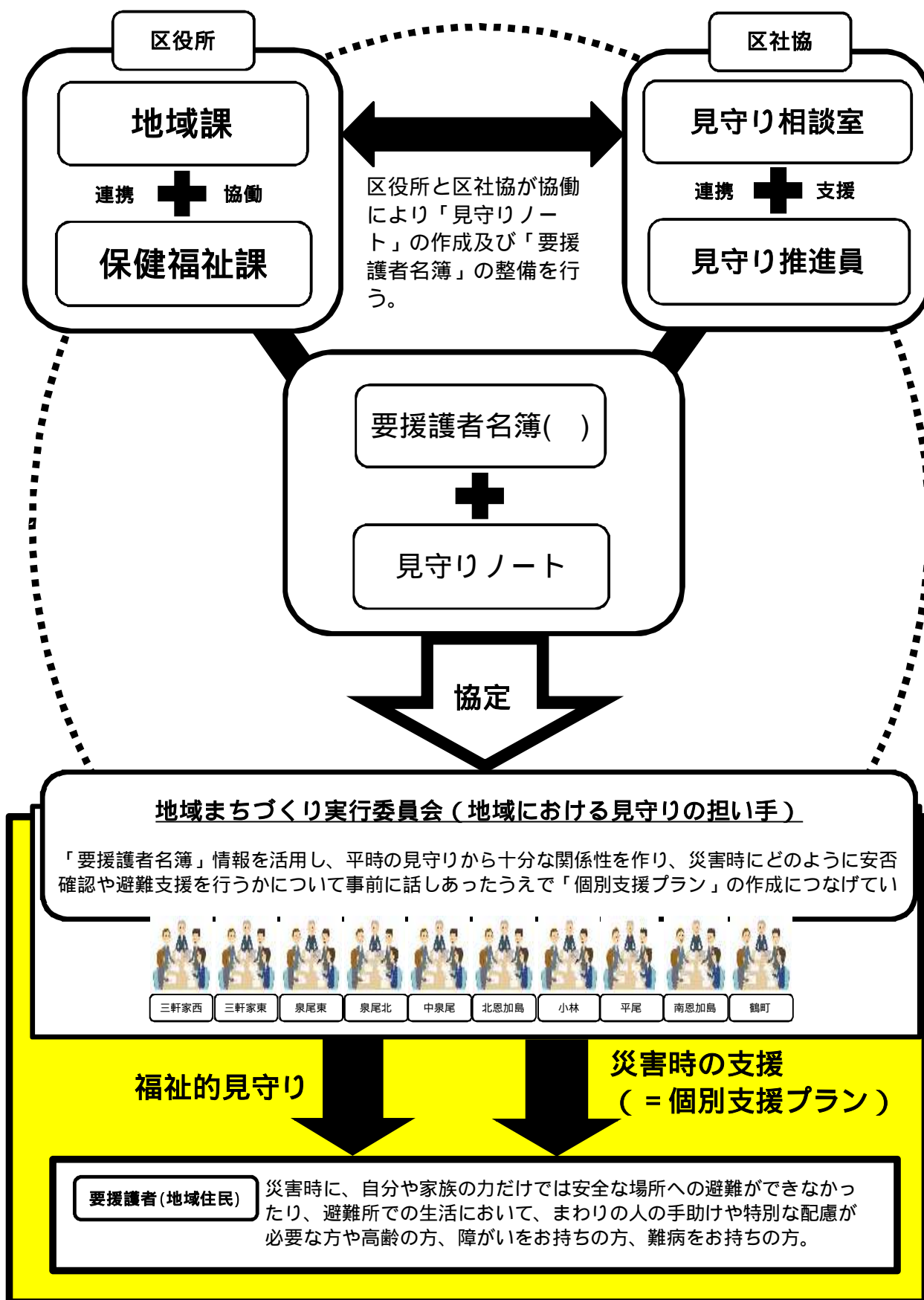
スケジュール(実施決算、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 3月	・事業実施状況の振り返り ・区と区社協の協議により次年度実施計画の策定		
	6月 4月	・6月末 福祉局から区に同意確認送りリストの元になる行政情報が送付される。		
	7月 9月	・7月 区において同意確認送りリスト調整(作成基準日以降の異動分の処理) ・8月 見守り相談室より区から提供されたりリストに基づき同意確認文書の送付 ・見守り相談室との連絡調整会議 ・9月送付分の未回答世帯への訪問による同意確認(見守り相談室)		
	10月 12月	・12月末 福祉局から区に同意確認送りリストの元になる行政情報が送付される。 ・見守り相談室との連絡調整会議		
	3月 1月	・1月 区において同意確認送りリスト調整(作成基準日以降の異動分の処理) ・2月 見守り相談室より区から提供されたりリストに基づき同意確認文書の送付 ・同意が得られた世帯のリストを地域へ提供 ・見守り相談室との連絡調整会議 ・2月送付分の未回答世帯への訪問による同意確認(見守り相談室)		
備考	通年・CSW(見守り支援ネットワーク)による要援護者の支援 ・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に向けたメール送信、利用者登録・協力者登録を実施 ・要援護者台帳の整備(地域からの依頼、情報提供による追加及び死亡、転出等による削除)			

# 平成31年度 大正区事業・業務計画書

資料2-1

項目		内容	
講座・イベント・会議名		-	
イベント等開催関係	開催日時	-	
	開催場所	-	
	区役所の主催等	-	
	その他主催団体・組織等	-	
	共催団体・組織等	-	
	後援団体・組織等	-	
	目標事業規模	-	
	その他留意事項	-	
	イベント等 当日タイムテーブル	-	
	挨拶者	-	
来賓紹介	-		
祝電紹介の方法	-		
動員の方法	-		
その他他課との連携等	地域課と連携し、要援護者支援システムを構築する		
前年度実績	・同意確認文書の発送件数30.9.14) 936件		
業績目標	実績	・同意確認文書の 回答件数60%以上 ・未回答世帯に対し全戸訪問を実施	自己評価
成果目標	実績	・地域ネットワークの大切さを広く認識してもらい同意を得るため、訪問等による丁寧な説明を行う。また、専門的な支援が必要な世帯に対しアウトリーチを強化する。 ・整備した要援護者情報をもとに要援護者支援システムの構築(3地域以上) ・未構築地域に対する情報提供及び構築に向けての分析調査	
中期展望	本事業により、行政が把握している情報(避難行動要支援者名簿)と地域で収集した要援護者に関する情報を合わせて管理し、地域に提供することで災害時の支援にも活用できる「要援護者名簿」を整備し、「地域見守り体制づくり推進事業」との一体的な実施により「福祉的見守り」と「災害時要援護者支援」とが一体となったシステムを構築する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由	アウトリーチにより要援護者の状況を把握し、専門的な対応を行うことが、地域が主体的に見守り活動をする機運を高め、要援護者支援システムの構築につながるため。		

修正履歴	
------	--



**( ) 要援護者名簿**

行政情報より要介護3～5、要介護2以下で認知症の認定あり、身体障がい者手帳1、2、3、4級の一部、療育手帳A、精神福祉手帳1級所持、難病の方に「同意確認文書」を送付し、同意を得られた方を「要援護者名簿」に登載する。

## 大正区における要援護者支援システム構築事業

### 見守り相談室及び見守り推進員が連携して行う業務

#### 要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備機能（機能）

1. 要援護者名簿の作成、整備及び区役所との情報の連携にかかる業務
2. 郵送による同意確認業務
3. 訪問による同意確認業務
4. 要援護者と地域団体等との円滑なつなぎに係る業務
5. 地域が把握する要援護者情報の収集業務

見守りのために自分の情報を  
地域等へ提供することに同意さ  
れた方のリスト

= 要援護者名簿

= 見守りを希望される方

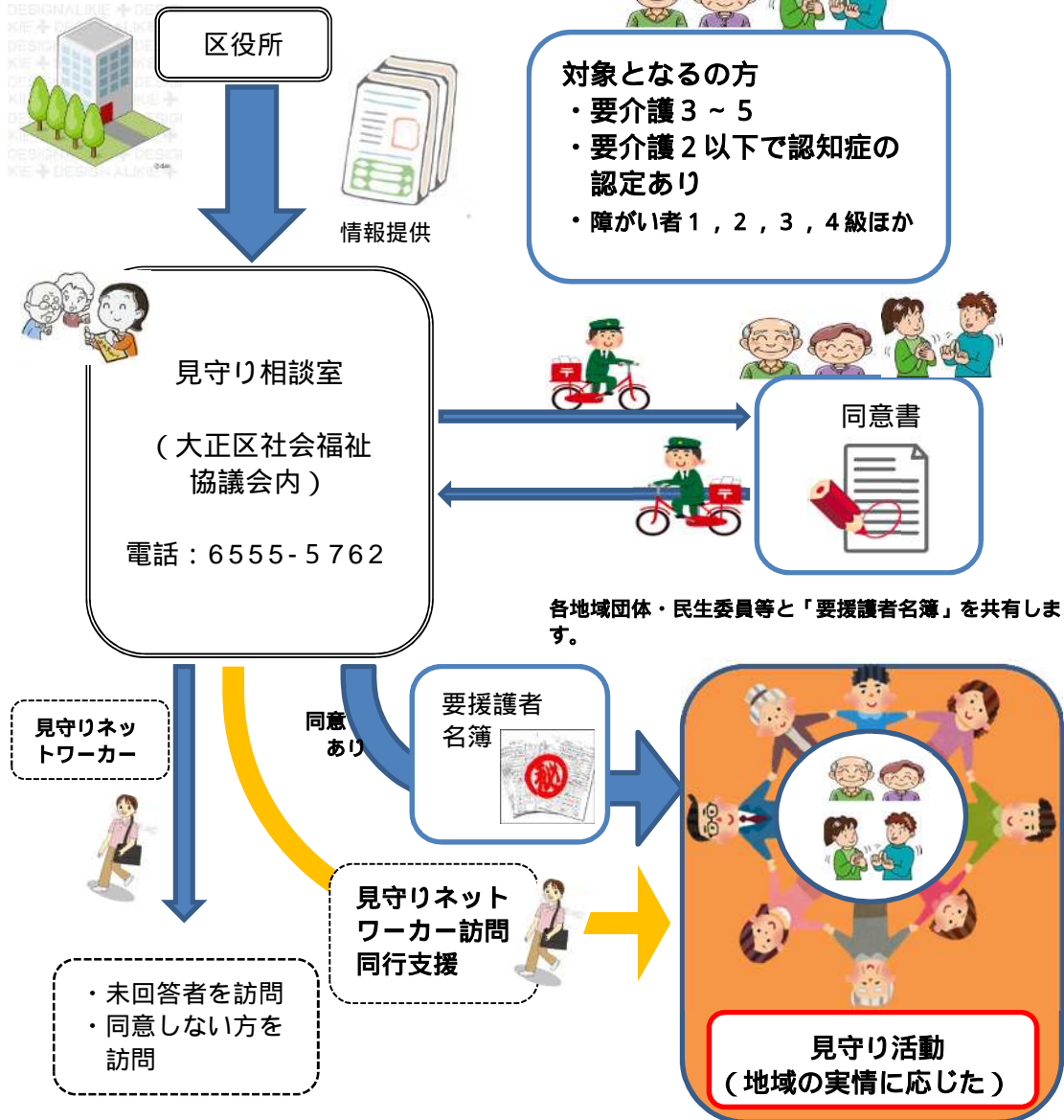
#### 孤立世帯等への専門的対応（機能）

1. 孤立死防止のための要援護者（世帯）へのアウトリーチ業務
2. 制度の狭間の相談ニーズへの対応業務
3. 地域・関係機関からの要援護者情報の把握業務
4. 個別の要援護者に対する地域の見守り活動への後方支援業務
5. 関係機関による相談支援に対する連携協力業務



## 機能 名簿作成の流れ

### 内容



行政と地域が保有する要援護者情報を活用することにより、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現をめざします。

#### 対象となる方

- ・要介護3～5
- ・要介護2以下で認知症の認定あり
- ・障がい者1, 2, 3, 4級ほか

#### 要援護者とは

高齢者・障がいのある人、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のことです。

区役所から、見守り相談室へ対象者名簿の提供

#### 対象となる方

原則65歳以上で 要介護3から5 要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度 以上障がい者1, 2, 3, 4級ほか

見守り相談室から、対象となる方へ、郵送による同意確認をおこないます。

#### 同意書

見守りのためにご自分の情報を地域等へ提供することに同意するか、しないか、を回答  
【総同意数1,385件】平成29年2月末現在

対象となる方から、同意・不同意の返答を受け、要援護者名簿を作成し、「要援護者名簿」を地域団体等と共有します。

#### 要援護者名簿

見守り活動のため地域等へご自分の情報を提供してもよいと返答があった方の名簿  
【同意された方】

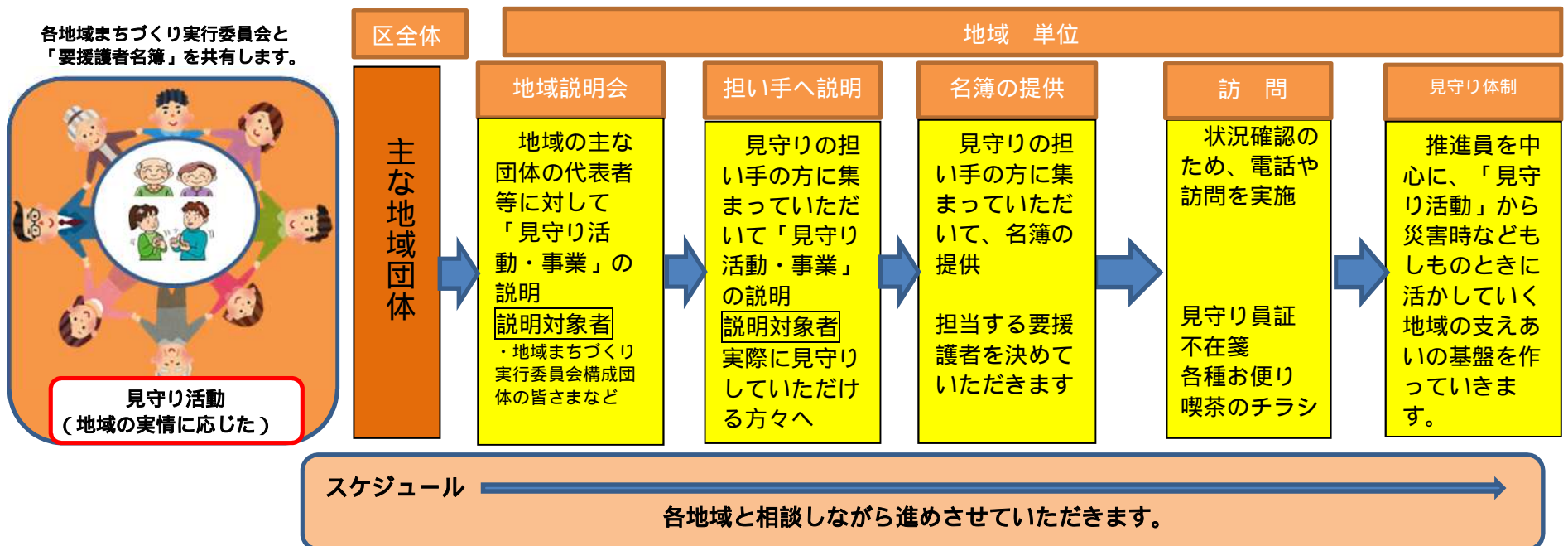
## 目的 大正区では、ともに支え合う地域をめざして

見守り活動は、住民同士がつながりあうきっかけであり、ともに支えあって暮らしていくことができる地域づくりを進めるうえで、とても重要な取組みです。普段の生活の中での「あいさつ」「声かけ」「生活の様子を気にかけること」だけでなく、地震などの災害が起こった際、誰一人置いてけぼりにしない、させないための要援護者支援の仕組みとして、体制を整えることが必要です。

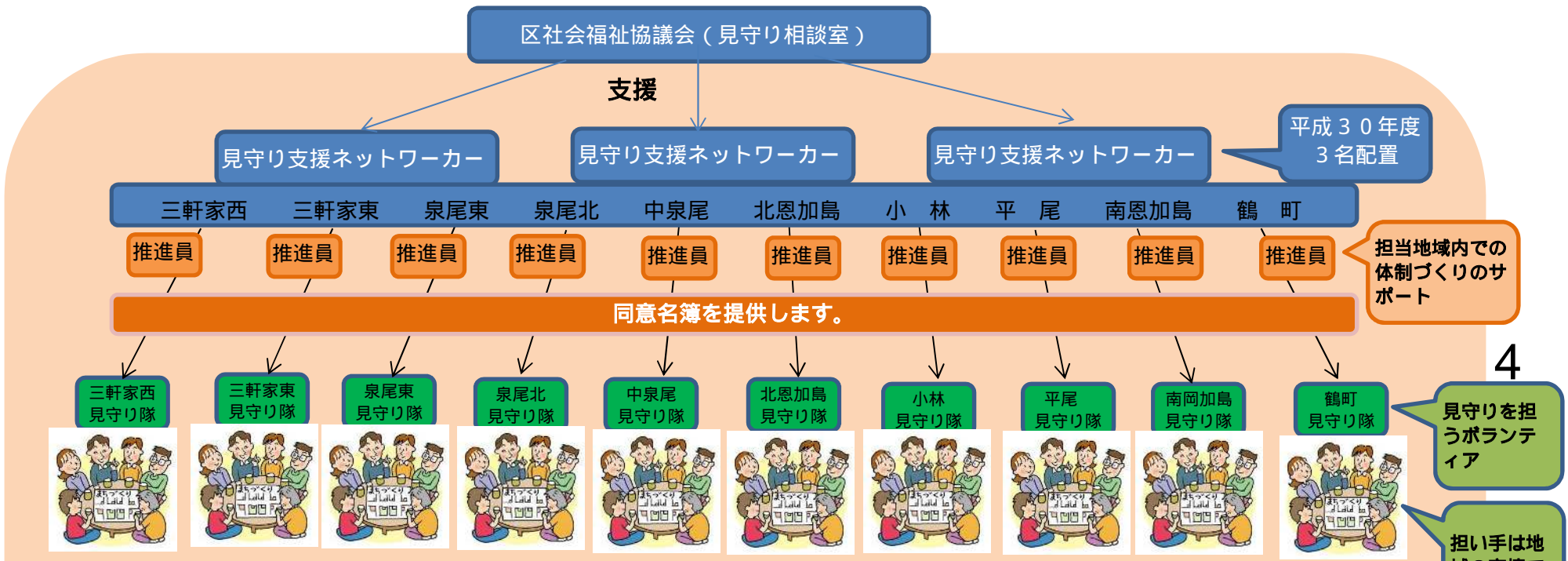
お互いに見守り、見守られている“支え合い”の活動であり、双方が負担や不安を感じない関係づくりを築くことが大切です。

大正区では、見守り活動が地域ぐるみの活動として地域に根づいた息の長い活動となるよう、住民同士が話し合いの場を持ち、地域ごとの実情を踏まえた「要援護者支援システム」が構築できるようバックアップしてまいります。

3



# 大正区要援護者の見守り体制（イメージ）



見守り隊（仮称）

見守りを担うボランティアを組織化します。

例えば

- ・地域まちづくり実行委員会の構成団体で組織する。
- ・民生委員児童委員協議会で組織する。
- ・地域社会福祉協議会で組織する。
- ・女性会で組織する。

など、地域実情に応じて話し合って決めていただければ・・・

## 参考 要援護者名簿登録数

地域	件数
三軒家西	161
三軒家東	182
泉尾東	279
泉尾北	202
中泉尾	208
北恩加島	323
小林	191
平尾	249
南恩加島	216
鶴町	351
	2362

平成30年12月31日現在

### 対象となる方

- ・ 高齢者 要介護3以上か2以下で認知症高齢者の日常生活自立度 以上
- ・ 身体障がい者1・2級
- ・ 療育手帳 A判定、精神保健福祉手帳1級

### 要援護者名簿（同意された方）

行政からの情報をもとに、上記にあてはまる人で、地域の方にご自分の情報を提供し、地域で見守りを希望される方の名簿です。

### 要援護者とは

高齢者・障がいのある人、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のことです。

## 見守り推進員について



見守り相談室

(大正区社会福祉  
協議会内)

電話：6555-5762

### 見守り相談室との連携業務 【地域における見守り業務等】

- ・要援護者名簿整備にかかる同意確認（同行訪問）
- ・要援護者名簿による見守り活動のサポート
- ・地域における要援護者支援システム構築の補助業務（地域団体との円滑なつなぎ等）
- ・地域のアンテナ機能として自ら相談できない要援護者の把握・発見
- ・地域が把握する要援護者情報の収集業務

要援護者支援台帳地域別整理状況一覧 (平成30年12月31日現在)

資料3-3

地域	実人員 (A) 1	廃止者 (B) 2	登録者数 (C=A-B) 3	地域把握による追加分 (D) 4	対象者総数 (E=C+D)	同意(5)		不同意(6)		未返信数(7)	
						回答数 (F)	回答率(%) 【F/C】	回答数 (G)	回答率(%) 【G/C】	人数(H)	割合(%) 【H/C】
三軒家西	375	137	238			161	67.6%	54	22.7%	23	9.7%
三軒家東	454	155	299			182	60.9%	80	26.8%	37	12.4%
泉尾東	742	274	468			279	59.6%	112	23.9%	77	16.5%
泉尾北	542	185	357			202	56.6%	95	26.6%	60	16.8%
中泉尾	453	150	303			208	68.6%	59	19.5%	36	11.9%
北恩加島	825	337	488			323	66.2%	126	25.8%	39	8.0%
小林	466	174	292			191	65.4%	63	21.6%	38	13.0%
平尾	592	199	393			249	63.4%	80	20.4%	64	16.3%
南恩加島	584	242	342			216	63.2%	85	24.9%	41	12.0%
鶴町	908	364	544			351	64.5%	118	21.7%	75	13.8%
計	5941	2217	3724			2362	63.4%	872	23.4%	490	13.2%

- 1 平成27年度から同意確認の文書を発送した要援護対象者累積
- 2 死亡・転出・施設入所等により要援護者対象から除外
- 3 要援護対象者として見守り相談室に登録される方
- 4 各地域で独自に把握した要援護者で見守り相談室に提供があった数

- 5 地域での見守りや災害時の避難支援用として個人情報の提供に同意した方
- 6 上記の提供に同意されなかった方
- 7 同意の意向確認に対し未だ返信のない方

この取組は、ご近所同士の助け合いが基本です。災害時にあなたの安全を絶対に保障するものではなく、地域まちづくり実行委員会やご近所の方が何らかの責任を負うものではありません。

資料3-4

## 個別支援プラン【案】

平成 年 月 日作成

地域	町会エリア		作成者		
一時避難場所			災害時避難場所		
フリガナ			性別	男・女	生年月日 年齢
氏名					昭和 年 月 日 歳
住所	〒 大正区 (マンション名等: 丁目 番 号)		自宅電話		
			FAX		
			携帯電話		
緊急時の家族等の連絡先	氏名		フリガナ		続柄
	住所	〒		自宅電話	
				携帯電話	
	氏名		フリガナ		続柄
住所	〒		自宅電話		
			携帯電話		
世帯状況			居住建物の構造		
家族構成、同居状況等			普段いる部屋		
			寝室の場所		
救急カプセル	あり なし		緊急通報システム	あり なし	
連絡時の配慮事項	聴覚障がいのため、FAX・直接的な伝達が必要...等				
避難所等での配慮事項	週3回人工透析を受けている。在宅酸素療法者...等				
かかりつけ医	医療機関名1		電話番号		
	医療機関名2		電話番号		
治療中の病気又は障がい名					
治療(障がい)内容					
使用薬・容量					
使用医療機器					
介護事業者等	事業者名		電話番号		
担当ケアマネージャー	氏名		電話番号		

避難支援者 (安否確認、避難誘導等)	第1	氏名		フリガナ		続柄	
		住所				自宅電話	
	第2	氏名		フリガナ		続柄	
		住所				自宅電話	
備考 (メモ欄)							

地区防災計画の策定 業務進捗管理表（平成30年12月31日現在）

資料3-5

地区防災計画未策定地域

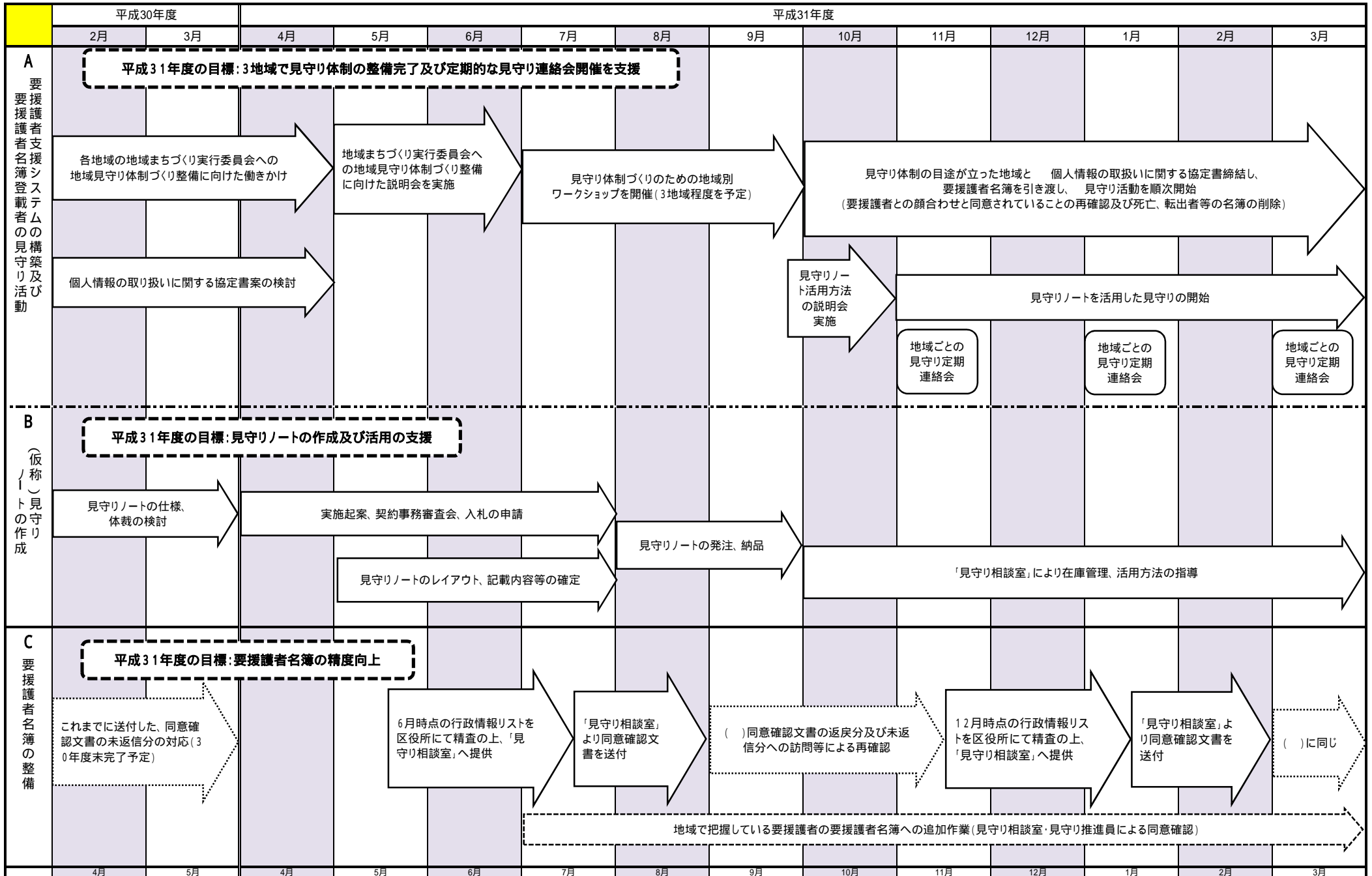
	区本部にて 素案作成開始 1	区本部から 地域への素案説明 2	地域から 区本部への回答	区本部から 地域への最終案説明	地域にて計画決定	計画に基づく 訓練の実施
三軒家西	平成30年8月17日	平成30年10月6日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
泉尾東	平成30年8月19日	平成30年10月2日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
泉尾北	平成30年8月21日	平成30年9月29日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
北恩加島	平成30年8月20日	平成30年10月8日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
平尾	平成30年8月23日	平成30年9月18日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
南恩加島	平成30年8月20日	平成30年10月5日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
鶴町	平成30年8月17日	平成30年9月21日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

- 1 地域まちづくり実行委員会委員長から区本部長への地域本部長確定の連絡があったことをもって「作成開始」とする。
- 2 地域...地域本部ならびに地域防災リーダーを指す。（以下、同じ）

地区防災計画既策定地域

	区本部にて 素案作成開始 1	区本部から 地域への素案説明 2	地域から 区本部への回答	区本部から 地域への最終案説明	地域にて計画決定	計画に基づく 訓練の実施
三軒家東	平成30年8月24日	平成30年10月13日	平成30年12月20日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
中泉尾	平成30年8月20日	平成30年10月11日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
小林	平成30年8月20日	平成30年9月19日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日





民生委員・児童委員による各地区要援護者安否確認状況  
(平成30年12月31日現在)

地区名	対象者数 1	同意者数 (12/31現在) 2	6/18確認数 (大阪北部地震)	9/5確認数 (台風21号)
三軒家西	375	161	98	30
三軒家東	454	182	67	48
泉尾東	741	279	130	0
泉尾北	541	202	61	61
中泉尾	454	208	102	65
北恩加島	825	323	59	23
小林	467	191	74	64
平尾	591	249	82	20
南恩加島	585	216	105	103
鶴町	908	351	157	71
合 計	5941	2362	935	485

- ( 1)平成27年度から同意確認の文書を発送した要援護対象者の累計  
( 2)地域での見守りや災害時の避難支援用として個人情報の提供に同意した方